

指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清和会が開設する居宅介護支援事業所あんきな家（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して援助を行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第一号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努める。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
 - 6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所あんきな家
- (2) 所在地 土佐清水市加久見1464-279

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。（土曜日に関しては隔週とする。）ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規程する休日及び、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

	始業時間	終業時間
月曜日から金曜日	8時30分	17時
土曜日	8時30分	12時30分

(3) 電話等により24時間常時対応可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内（面談室等）
- (2) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内（面談室等）
- (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1ヶ月に1回
- (4) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
- (5) 居宅サービス計画の作成
- (6) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整

2 居宅サービス計画案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービス利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅介護計画書の原案を作成する。また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス使用書等の選択理由の説明が可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下、この号において「通所介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所に置いて作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所によって、提供されたものの占める割合等につき、文書の交付および口頭による説明し、文書に利用者の署名（記名押印）を受けるものとする。

3 居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は徴収しない。但し、次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル未満 600円
- (2) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル以上 1000円

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、土佐清水市

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 組織内の体制を整え、責任者を選定する
- (4) 従業員に対し、虐待を防止するための研修を年1回以上実施する。
- (5) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等・高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第10条 事業所は、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「利用者の身体的拘束に伴う同意書」に同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体的拘束を行う事ができるものとする。また、緊急やむを得ず行われた場合は、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況などを記録すると共に、家族等関係者間において情報を共有する。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。)を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に伴い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。)を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備する。
- (3) 事業者において介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営について留意事項)

第12条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) 研修の記録、帳簿を整備

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就労環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清和会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年6月21日から施行する。

この規程は、平成23年6月7日に改定する。

この規程は、平成30年2月1日に改定する。

この規程は、平成31年4月1日に改定する。

この規程は、令和元年6月1日に改定する。

この規程は、令和3年4月1日に改定する。

この規定は、令和6年4月1日に改定する。